

令和元年度第1回 音更町使用料等審議会議案

日時 令和元年8月8日(木)
午後2時30分から
場所 音更町役場庁舎4階
401・402会議室

会議次第

1 挨拶

2 議事

諮問第1号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う使用料等の改定について

諮問第1号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う使用料等の改定について

1 改定の理由

令和元年10月1日から消費税率及び地方消費税率の合計（以下「消費税率等」という。）が8パーセントから10パーセントに引き上げられることに伴い、使用料等を改定しようとするものである。

2 消費税率等の引上げ等に伴う町の使用料等の対応

【平成31年第1回定例会】

1 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（平成31年音更町条例第8号）

次の使用料等について、令和元年10月1日の消費税率等の引上げ分（2パーセント）を反映した金額に改定

①肥培用水施設使用料、②水道口径別負担金、③水道料金、④公共下水道使用料、⑤個別排水処理施設使用料、⑥簡易水道料金

2 音更町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（平成31年音更町条例第9号）

し尿処理手数料について、平成26年4月1日及び令和元年10月1日の消費税率等の引上げ分（計5パーセント）を反映した金額に改定

3 音更町有牧場条例の一部を改正する条例（平成31年音更町条例第10号）

町有牧場の使用料について、平成26年4月1日及び令和元年10月1日の消費税率等の引上げ分（計5パーセント）を反映した金額に改定

※いずれの条例も令和元年10月1日に施行

【今回の改定】

次の使用料等について、消費税率等の引上げ分（2%）を反映した金額に改定

①行政財産使用料、②道路占用料、③公園使用料、④水利使用料、⑤河川敷地使用料、⑥河川敷地産物採取料

これらの使用料等は、国及び北海道の規準を参酌して定めていることから、国及び北海道の動向を確認した上で、町の方針を検討した。

3 諮問の額等

(1) 改定方法等

令和元年10月1日の消費税率等の引上げの際に、当該引上げ分を転嫁する。使用料等の改定に当たっての算定方法は、次のとおり。

$$\text{【現行の使用料等の税抜額（現行の使用料等の額} \div 1.08\text{）】} \times \text{【1.10（10\%加算）】} \\ = \text{【改定案の使用料等】}$$

$$\text{【現行の使用料等を算定するために用いる率の税抜率（現行の率} \div 1.08\text{）】} \\ \times \text{【1.10（10\%加算）】} = \text{【改定案の率】}$$

※1円未満の端数は、切り捨てる。

(2) 諮問の額（いずれも消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）

ア 行政財産使用料

区 分	現 行	改定案
土地の使用料（年額） 【使用許可の期間が1月に満たない場合に限る。】	土地の時価に100分の 4.32を乗じて得た額	土地の時価に 100分の 4.4 を乗じて得た額
建物の使用料（年額） 【人の居住のための使用（使用許可の期間が1月に満たない場合を除く。）を除く。】	建物の時価に100分の 4.32を乗じて得た額と 当該建物の占める土地の 時価に100分の4.32 を乗じて得た額の合計額	建物の時価に 100分の 4.4 を乗じて得た額と当 該建物の占める土地の時 価に 100分の4.4 を乗 じて得た額の合計額

イ 道路占用料

占用の期間が1月に満たない場合（占用の期間が1月以上の場合には、消費税等が課されないため、改定しない。）

占用物件		現 行		改定案
		単 位	占用料	占用料
道路法第32条第 1項第1号に掲げ る工作物	第1種電柱	1本につき1年	324円	330円
	第2種電柱		507円	517円
	第3種電柱		680円	693円
	第1種電話柱		291円	297円
	第2種電話柱		475円	484円
	第3種電話柱		648円	660円
	その他の柱類		29円	改定なし※
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき	3円	改定なし※
	地下に設ける電線その他の線類	1年	2円	改定なし※
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	291円	297円
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡に つき1年	172円	176円
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1年	583円	594円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		248円	253円
	広告塔	表示面積1㎡に つき1年	723円	737円
その他のもの	占用面積1㎡に つき1年	583円	594円	
道路法第32条第 1項第2号に掲げ る物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき	11円	12円
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	1年	17円	改定なし※
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		25円	26円
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		35円	36円
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		52円	53円
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		70円	71円

	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			118円	121円
	外径が0.7m以上1m未満のもの			172円	176円
	外径が1m以上のもの			356円	363円
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占有面積1㎡に	583円	594円
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年	A※に0.0054を乗じて得た額	Aに0.0055を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.00864を乗じて得た額	Aに0.0088を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.0108を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設ける通路			367円	374円
	地下に設ける通路			216円	220円
	その他のもの			583円	594円
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1㎡につき1日	7円	改定なし※
	その他のもの		占有面積1㎡につき1月	72円	73円
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	72円	73円
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	723円	737円
	標識		1本につき1年	475円	484円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7円	改定なし※
		その他のもの	1本につき1月	72円	73円
	幕	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	7円	改定なし※
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	72円	73円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	723円	737円
		その他のもの		367円	374円
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡につき1年	583円
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1㎡につき1月	72円	73円
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				58円	59円

※端数処理により現行と同額になるため、改定しない。

※「A」とは、近傍類似の土地の時価を表す。

ウ 公園使用料

区 分	現 行		改定案
	単 位	金 額	金 額
行商その他これに類する行為	1日につき	103円	105円
業としての写真の撮影	常時	写真機1台 1月につき	2,057円
	臨時	写真機1台 1日につき	103円
業としての映画の撮影	1日につき	1,029円	1,048円
興行	1㎡ 1日につき	31円	改定なし※
第3条第1項第4号に掲げる行為 (競技会、展示会等の催事)	1㎡ 1月につき	103円	105円
	1㎡ 1日につき	5円	改定なし※

※端数処理により現行と同額になるため、改定しない。

エ 公園施設設置等使用料

区 分	現 行		改定案
	単 位	金 額	金 額
公園施設を設置する 場合	使用の期間が1月 以上の場合	1㎡ 1月につき	10円以上 300円以内
	使用の期間が1月 に満たない場合		10円以上 324円以内
公園施設を管理する場合	1箇所 1月につき	10,285円以内	10,476円以内

※使用期間が1月以上の場合には、消費税等が課されないことから、改定しない。

オ 公園占用使用料

使用の期間が1月に満たない場合（使用の期間が1月以上の場合には、消費税等が課されないため、改定しない。）

占用区分	現 行		改定案
	単 位	金 額	金 額
電柱	1本 1月につき	10円	11円
変圧塔	1箇所 1月につき	54円	55円
郵便差出箱又は公衆電話所	1箇所 1月につき	43円	44円

※上記以外の電線等に係る占用区分では、端数処理により現行と同額になるため、改定しない。

カ 水利使用料

区 分	現 行			改定案
	単 位	期 間	単 価	単 価
鉱工業用水	毎秒0.1m ³	1年度又は 1使用期間	369,360円	376,200円
汽かん冷却用水			69,120円	70,400円
農産物加工用水			34,560円	35,200円
魚族養殖用水			102,600円	104,500円

鉱泉水	1口	1年度	類似の土地の価格に100分の5.4を乗じて得た額	類似の土地の価格に100分の5.5を乗じて得た額
その他の用水	毎秒0.1m ³	1年度又は1使用期間	69,120円	70,400円

キ 河川敷地使用料

使用の期間が1月に満たない場合（使用の期間が1月以上の場合には、消費税等が課されないため、改定しない。）

区 分	現 行		改定案
	単位	単 価	単 価
鉱泉水	1口	類似の土地の価格に100分の5.4を乗じて得た額	類似の土地の価格に100分の5.5を乗じて得た額
工作物の伴う敷地	1m ²	近傍類似の土地の1m ² 当たりの価格に100分の5.4を乗じて得た額	近傍類似の土地の1m ² 当たりの価格に100分の5.5を乗じて得た額
工作物の伴わない敷地		近傍類似の土地の1m ² 当たりの価格に100分の3.24を乗じて得た額	近傍類似の土地の1m ² 当たりの価格に100分の3.3を乗じて得た額
農耕用敷地		近傍類似の土地の1m ² 当たりの借賃の標準額に100分の5.4を乗じて得た額	近傍類似の土地の1m ² 当たりの借賃の標準額に100分の5.5を乗じて得た額
採草及び放牧用敷地		近傍の畑の用に供している土地の1m ² 当たりの借賃の標準額に100分の3.24を乗じて得た額	近傍の畑の用に供している土地の1m ² 当たりの借賃の標準額に100分の3.3を乗じて得た額
鉄道及び軌道用敷地		75円	77円
管の埋設	1m	27円	改定なし※
電柱	1本	669円	682円
鉄塔	1基	1,350円	1,375円

※端数処理により現行と同額になるため、改定しない。

ク 河川敷地産物採取料

区 分	現 行		改定案
	単位	単 価	単 価
土砂	1m ³	140円	143円
砂		172円	176円
切込砂利		172円	176円
砂利（栗石を含む。）		172円	176円
玉石		226円	231円
転石		961円	979円
芝草	1m ²	54円	55円
木杭	1束	108円	110円
粗朶		64円	66円

帯梢	1束 (25本)	108円	110円
凍氷	100kg	54円	55円
雑草		75円	77円
その他		時価に100分の108 を乗じて得た額	時価に100分の110 を乗じて得た額

4 施行期日等

(1) 施行期日

令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(2) 経過措置

施行日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

音更町使用料等審議会委員名簿

平成30年7月1日現在

No.	氏名	所属団体等	備考
1	太田 泰 廣	音更町農業協同組合常務理事	
2	大西 勉	木野農業協同組合常務理事	
3	早瀬 美恵子	音更町農業協同組合女性部副部長	
4	中谷 真智子	木野農業協同組合女性部副部長	
5	坂井 寛 明	音更町商工会事務局長	
6	向井 眞知子	音更町商工会女性部副部長	
7	渡邊 慎太郎	音更町商工会青年部部长	
8	河田 さえ子	音更町社会福祉協議会会長	
9	畠 弘 之	連合北海道音更地区連合会会長	
10	高橋 大 護	音更町PTA連合会会長	
11	阿部 光 江	音更町消費者協会啓発部長	
12	大野 カヨ子	音更町老人クラブ連合会副会長	
13	岡田 哲 男	音更町文化協会会長	
14	山西 信 一	公募	
15	住田 美 緒	公募	
任期2年（平成30年7月1日～平成32年6月30日）			